

墨田区立墨田中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いつでも、どこでも起きるとの認識のもとに、いじめをさせない、許さない学校をつくるため、全教育活動を通して人権教育を充実させるとともに、道徳教育の充実に努める。
- (2) 自他ともに大切に作る心、自他の生命を尊重する生徒の育成のため、学年、学級でいじめ防止に向けた行動目標や指標等について話し合い等を行い、全校で、いじめの未然防止に取り組む。
- (3) 教職員は、いじめに対する理解を深め、未然防止及び早期発見に努める。全教職員による早期かつ組織的な対応を進め、その防止と解決を図る。
- (4) 保護者・地域住民・関係機関等と連携を図り、学校いじめ対策委員会の設置及び学校サポートチームを設置する。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校教職員は、いじめの未然防止及びいじめの早期発見に対する適切な措置を講ずる責務を有する。また、本校に在席する生徒がいじめを受けていると思われるときには、本校及び本校教職員は、保護者をはじめ状況によっては地域、警察署、児童相談所、その他関係機関との連携を図り、適切かつ迅速、組織的に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 墨田中学校いじめ対策委員会の設置

ア 設置の目的

いじめ防止及びいじめに対する措置を実効的に行うため、校内に墨田中学校いじめ対策委員会（以下、対策委員会）を設置する。

イ 所掌事項

- 道徳教育・人権教育・各教科での年間指導計画にいじめ防止に関する内容を入れる。また、いじめ防止に向けた公開授業の企画・運営をする。
- 生徒状況を日常的に把握するとともに、全教職員が情報を共有できるよう組織的に対応する。
- いじめと思われる事態が生じた場合は、被害生徒及び保護者への対応、加害生徒及び保護者への組織的な対応を行う際の中心的役割を担う。
- いじめ防止及びいじめに対する対応措置について研修会（年3回）を設定し、全教員のいじめ及びその対応について理解を深めるとともに指導力の向上を図る。

ウ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任または学年代表、特別支援学級主任、養護教諭
スクールカウンセラー（以下 SC）

エ 対策委員会の開催

週1回の定例会（生活指導部会 兼）を開く。また、状況に応じて臨時会を開く。

(2) 学校サポートチームの設置

ア 設置の目的

いじめ問題が多様化・複雑化する中、学校だけでは対応しきれない場合には、対策委員会と適切に連携・協力し、支援する組織として、このサポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめと思われる事態が生じた場合は、必要に応じて学校とともに対処する。
- いじめ防止及びいじめの対処について評価する。

ウ 委員構成

青少年育成委員会委員、地域代表（町会）、同窓会長、民生児童委員、PTA会長、PTA顧問を主委員として構成する。また、状況に応じて、警察職員、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、子育て支援総合センター職員、児童相談所職員、保護司も構成員とし、校長の判断のもと参加を依頼する。

エ サポートチーム会議の開催

原則として、年3回の学校運営連絡協議会の後に開く。また、緊急に応じて臨時会を開く。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教育活動のあらゆる場面でいじめを許さない態度と意識を育成する（通年）。

イ SCによる全員面接（第1学年は悉皆：7月まで、転・編入生は都度）を行う。

ウ いじめに関する授業を実施する（年3回）。また、9月の授業は、保護者・地域住民に公開し、意見交換会ではいじめに対する認識を深める機会とする。

エ インターネット等によるいじめの被害者・加害者にならないための授業を行う（年1回）。

オ 学年集会、生徒会朝礼等で、生徒の活動により「いじめを許さない、させない」という態度と意識を育成する（通年）。

カ 対策委員会を開催する（週1回＋臨時会）。

(2) 早期発見のための取組

ア 日常的に対策委員会への情報集約を行う（通年）。

毎月の職員会議で、配慮を必要とする生徒等の情報を共有する（月1回）。

イ 生徒に「シャボテンログ」を毎日入力させる（通年）。

ウ SCによる「全員面接（第1学年は悉皆＋転入生）」を行う（前期、転入生は都度）。

エ 生徒による「学校生活アンケート」を実施する（年4回）。

状況に応じて「二者面談」を実施する（臨時）。

オ 7月12月、全学年で「三者面談」を実施する（年2回）。

カ 6月10月、「i-check」を実施する。全教職員で結果を分析し、生徒理解に努める（年2回）。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめやいじめの疑いがある状況を発見した場合、特定の教員だけが抱え込まず、組織的に迅速な対応をするため、臨時会を開き、正しい情報をもとにした協議のうえ、対策委員会が対応策を決定する。また、教職員の役割分担を明確化し、全教職員に周知する。

イ 被害生徒支援担当は、いじめを受けた生徒の安全確保と心のケア、本人の了解を得た上で心情の聞き取りや事実確認等を行う。

ウ 加害生徒指導担当は、加害生徒と思われる生徒に対する事実確認や心情の聞き取りを行う。加害生徒を特定した上で、いじめは絶対にゆるされないことを指導する。また、再発防止に向けた指導・支援を行うとともに、SCやSSWにつなげる等必要な処置をとる。

エ いじめを通報した生徒の安全確保のために、加害生徒に名前がわからないようにする等の配慮をし、いじめを通報した生徒の不安を取り除く。また、引き続きいじめを発見した場合には教職員へ通報の依頼をするとともに、継続して安全が確保されているか確認する。

オ 被害生徒及びその保護者と加害生徒及びその保護者の間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を共有できるように努める。

カ いじめの事実が確認された場合には、区教育委員会事務局指導室に報告する。

(4) 重大事態への対処

- ア 学校が重大事態と判断した場合、管理職は区教育委員会に報告をするとともに調査組織を設置し、事実関係を明らかにするための調査を行う。また、生徒やその保護者が、区教育委員会等へ重大事態と申出をした場合には、学校は同様の対応をとる。
- イ 対策委員会を中心に、被害生徒及び保護者の心情を聞き取る。その上で、可能な限り事実関係を明らかにするため、調査実施前に被害生徒及びその保護者に対して学級等においてアンケートや個別の聞き取り等を行うことを伝える。被害生徒及び保護者が調査を望まない場合においても、本趣旨を丁寧に説明し、理解を得るように努める。
- ウ 学校はアンケートや聞き取り等を行い、多くの情報を集めるように努める。情報を集約・整理し、対策委員会を中心に分析する。その上で、指導・支援について方針を決める。また、多くの情報が集まることや再調査のことを鑑みて、アンケートや聞き取りをまとめた資料等関係資料については5年間保存することとし、誤って保存期間前に廃棄しないようにする。
- エ 調査と並行して、被害生徒の安全確保や心のケア、学びの保障、SCとの面談等必要な措置を講じる。
- オ 調査で判明した内容については、調査組織でとりまとめを行う。状況に応じて、警察、福祉、心理、医療等との連携を図る。助言を受けた上で、被害生徒及びその保護者、加害生徒及びその保護者に対して、調査結果を説明する。
- カ 前項までの内容をまとめた調査報告書を作成し、区教育委員会へ報告する。
- キ 被害生徒については、心のケアや安心して学校生活を送れる環境を整える等の支援を行う。加害生徒については、改めて再発防止や学校生活の過ごし方等の指導を行う。また、SCやSSW、子ども家庭支援センター等と連携し、加害生徒及びその保護者に対して支援を行う。

5 教職員研修計画

- 第1回 学校いじめ防止基本方針の内容の確認及び事案発生時の対応について（4月）
- 第2回 いじめに関する保護者等との対面での意見交換（9月）
- 第3回 区いじめ防止プログラム及びいじめ対応マニュアル等の活用（1月）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会等で、学校いじめ防止基本方針を保護者に説明するとともに、学校ホームページに掲載する。
- (2) 学校生活アンケートへの協力といじめ防止授業地域公開講座及び意見交換会への参観の協力を依頼する。
- (3) 学校の取組を保護者会や面談等の機会でも伝えるほか、学校だよりや学年だより等で周知する。
- (4) 年間を通じて、教員及びスクールカウンセラーによる保護者面談を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校は学校運営連絡協議会や墨中地区青少年育成委員会等の健全育成のための会議に参加し、学校の方針と取組状況を説明するとともに、いじめ防止・撲滅に向けて、共に活動する。
- (2) 青少年育成委員会主催の「社会を明るくする運動」に学校として協力するとともに、地域活動に参加し、連携を深めていく。
- (3) 定期的な学校サポートチームの会議を開き、現在の取組状況等を説明する。また、関係機関と情報を共有し、連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価（生徒、保護者、教職員）の項目に心の教育の一つとして、いじめ防止対策に関わる項目を設定する。学校評価の結果を分析するとともに、改善策を教科、領域、分掌等で次年度の年間指導計画に反映させ、全教職員でその推進に取り組む。

(付 則)

- ・平成28年 4月 7日 から施行する
- ・平成29年 4月12日 一部改訂
- ・平成30年 4月27日 一部改訂
- ・令和 2年 4月15日 一部改訂
- ・令和 4年 4月25日 一部改訂
- ・令和 5年 4月24日 一部改訂
- ・令和 6年 4月24日 一部改訂
- ・令和 7年 1月 8日 一部改訂